

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害行為についての会長声明

我が国における新型コロナウイルス感染症は、昨年11月頃から、第3波とも言われる感染の急激な再拡大が起きました。これを受けて、今年1月7日には、東京都など1都3県を対象にした2回目の緊急事態宣言が発令され、その翌週には、隣県の福岡県を含む11都府県にその対象が拡大されるに至りました。

本声明の時点では、佐賀県は緊急事態宣言の対象ではありませんが、1月21日以降、飲食店への営業時間短縮要請が行われるなど、各地と同様に厳しい状況下にあります。

大変悲しいことに、このような状況下において、全国各地で、感染した方やその家族に対する誹謗中傷や差別が行われているとの情報を耳にします。そして、佐賀県内でも、先般クラスター（感染者集団）が発生した学校の生徒やその家族等関係者に対して、誹謗中傷が行われているとの報道がありました。

このような行為は、他者の人格や尊厳を傷つける許されない行為です。場合によっては、行為者自身が民事上の責任として損害賠償責任を負う可能性や、犯罪行為として刑事罰を科される可能性があります。

さらに、このような行為が横行すれば、感染症が疑われる方が医療機関等への申告や受診を差し控えたりするなどして、感染拡大の防止に支障が生じる事態を助長しかねません。

国内での初めての感染が確認されてから、早1年が経過するにもかかわらず、現在も新型コロナウイルス感染症は収束の目途が立っていません。感染への不安や恐怖、状況が改善しないことへのいら立ちや怒り、多くの方が強いストレスを抱えて生活していらっしゃると思います。しかし、それを感染した方やその関係者等他者にぶつけることは決してあってはなりません。感染は誰の身にも起きうることであり、一人一人が思いやりを持ち、冷静に行動するよう、改めてお願いいたします。

佐賀県弁護士会は、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見、誹謗中傷などのあらゆる人権侵害行為は絶対に許されないものであることをここに宣言するとともに、法律相談などの法的支援を通じて、市民の皆様の人権擁護に今後も全力で取り組んでいく所存です。

2021年（令和3年）1月27日

佐賀県弁護士会

会長 富 永 洋 一